

(1) 総合的土地利用計画について

想定課題

国会等の移転が決まると、それに伴う乱開発が懸念される。那須地域のすばらしい自然を守りながら新都市をつくるにはどうしたらよいか。

対応方向

国会等の移転は、様々な機能が広い地域の中で長期間にわたって整備されることが想定されるため、その間、計画的な土地利用がいかに関われるかということが、このプロジェクト成功の鍵となります。

したがって、現行の法制度の中では、国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画の見直しや、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の線引き、農振法に基づく農業振興地域整備計画の見直しなど、土地利用制度の一体的かつ適切な運用により、都市と農山村、自然環境との調和のとれた土地利用を推進していくことが重要です。

また、現行の各種土地利用計画を整備することは勿論のこと、既存の調査資料を活用しながら、必要な補足調査を実施し、十分に現況を把握していくとともに、乱開発を防止し自然環境との調和に配慮した適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、総合的な土地対策を講じる必要があります。

現在、那須地域の16市町村は、「計画なければ開発なし」という理念に基づき、それぞれの地域特性を生かした土地利用調整基本計画を策定し、計画的な土地利用の誘導に取り組んでいます。

また今後、国会等移転の動向に対応して、この計画をさらに有効に活用していく必要があります。

これらのことを実行することにより、那須の貴重な自然環境の保全に配慮した理想的な新都市づくりにつながると考えます。

土地基本法（抜粋）

第11条 国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用に関する計画（以下「土地利用計画という。」）を策定するものとする。

第12条 国及び地方公共団体は、土地利用計画に従って行われる良好な環境に配慮した土地の高度利用、土地利用の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全の確保その他適正な土地利用の確保を図るため、土地利用の規制に関する措置を適切に講ずるとともに、土地利用計画に係る事業の実施その他必要な措置を講ずるものとする。